

医療法人社団東方会おおやま病院指定居宅療養管理指導事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団東方会（以下「事業者」という。）が開設するおおやま病院（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師など（薬剤師、管理栄養士）が、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の医師などは、要支援又は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

- 2 利用者の人権擁護、虐待防止など必要な体制の整備を行うと共に従事者に対し研修などを行う。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人社団東方会おおやま病院
- 2 所在地 富山県富山市花崎8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者医師1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅療養管理指導の提供に当たる。
- 2 薬剤師1名以上（常勤）
薬剤師は、医師が交付した処方箋による指示に基づき指定居宅療養管理指導の提供に当たる。
- 3 管理栄養士1名以上（常勤）
管理栄養士は、医師が交付した食事箋による指示に基づき指定居宅療養管理指導の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
祝祭日及び、盆休み（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後4時00分
- 4 営業時間外の電話受付や訪問中の場合はおおやま病院職員が応対する。

(居宅療養管理指導の種類)

第6条 指定居宅療養管理指導の種類は、次のとおりとする。

- 1 医師による指定居宅療養管理指導
- 2 薬剤師による指定居宅療養管理指導
- 3 管理栄養士による指定居宅療養管理指導

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、富山市、中新川郡の区域とする。

(利用料等)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1, 000円
以下1km増すごとに100円を加算（消費税は別途）	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(サービスにあたっての留意事項)

第9条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の 双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除きサービス提供の実施を変更しない。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定居宅療養管理指導の提供中に利用者の病状急変など緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行うなど必要な処置を行う。

- 2 指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、関係する居宅介護支援事業者および市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講ずる。またその記録を行うものとする。
- 3 指定居宅療養管理指導の提供により賠償する事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定居宅療養管理指導の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、外来・薬剤科・栄養科部門に相談窓口をおき、必要な措置を行う。またその場合は、苦情の内容等を記録するものとする。

- 2 当院は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、市町村からの文章等の提出等の求に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それらに従い必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力し、指導や助言等を受けた場合は、それらに従い必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族に関する個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止)

第13条 事業所は、利用者の権利擁護・虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所で行われている虐待防止委員会に参加し、虐待防止のための対策を検討する。
- (2) 虐待防止のための指針は、事業所で整備し設置する。
- (3) 事業所で開催される虐待防止のための研修会に参加する。

事業所は、サービス提供中に当該従事者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント防止)

第14条 事業所は、従事者の就業環境と適切なサービスの提供を確保するために、各種ハラスメントを防止するために必要な措置を行う。

- 2 事業所は、従事者が利用者およびその家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者およびその家族などが事業所の勧告に従わない場合は、サービスの提供を制限・終了することが出来るものとする。

(身体拘束などの禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束などの適正化を図るため、次にあげる措置を行う。
 - ① 身体拘束などの適正化のための対策を検討する委員会を事業所に設置し定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知を図る。
 - ② 身体拘束適正化のための指針を整備する。
 - ③ 居宅療養管理指導を行う従事者に対し、院内で行われる身体拘束などの適正化のための研修に参加する。

(業務継続計画)

第16条 事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため、非常時での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、

当該業務継続計画に従い必要な措置を行う。

- 2 居宅療養管理指導を行う従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 必要時に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施する。

(感染症の予防および蔓延防止)

第17条 事業所は、感染症の予防および蔓延防止のため次の措置を行う。

- ① 事業所に設置している感染対策委員会に毎月参加し対策を検討するとともにその結果を従事者に周知徹底を図る。
- ② 事業所に設置している指針に基づき措置を行う。
- ③ 居宅療養管理指導を行う従事者に対し院内で開催する年2回の研修および訓練に参加をする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 施設は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回および諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じたときに随時

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団東方会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(第9条4項(業務継続計画)・5項(感染防止対策)、第10条(高齢者虐待防止)追加)

附則

この規程は、令和6年9月25日から施行する。(表題一部削除、第2条(運営の方針)追加、第9条(サービスにあたっての留意事項)一部削除、第10条(高齢者虐待防止)削除、10条(緊急時における対応方法)追加、11条(苦情処理)追加、12条(個人情報の保護)追加、13条(虐待防止)追加、14条(ハラスメント防止)追加、15条(身体拘束などの禁止)追加、16条(業務継続計画)追加、17条(感染症の予防および蔓延防止)追加、第18条(その他運営に関する留意事項)一部削除)